

令和8年10月18日

馬淵建設株式会社（元請）

代表取締役社長 馬淵 圭雄 殿

建築本部 執行役員本部長 ○○ ○○ 殿

- 1 工事協定書記載の「誠意をもって協議し、速やかな解決に努める。」等に反する馬淵建設・社員の言動の連続！
- 2 自らの命を守るため、住民の費用負担で安全対策を提案！

(仮) ガーラ・レジデンス洋光台新築工事
近隣住民一同

前略

本書簡は、アスベスト除去工事に掛かる仮設材（仮囲い、足場及び養生シート等）につき、一連の交渉を直接行った近隣住民らが情報を共有した上で、作成した。

馬淵建設において意思決定を行う責任者（今までの経過から、建築本部長と推定）が、この書簡を熟読し、作業所長、営業課長及び建築部次長が、どのような対応をしているのか、当事者から至急、事実確認し、改めるべき態度は改め、近隣住民の理解を得るための誠実、かつ、速やかな対応を行うことを強く要請する。

近隣住民は、貴社の社員らの一連の言動から、貴社のガバナンスが瓦解していると感じている。言い換えれば、この様な対応をするゼネコンに今後2年間に渡る工事が完工できるのかさえも疑念を抱いている。

1 工事協定書に反する数々の対応

近隣住民らは2年間に渡る長期間の工事に対し、工事協定書は必要不可欠と考え、事前に横浜市のホームページ掲載の工事協定書(案)などを通じ学習した上で、貴社の担当者に工事協定書の締結を要請した（住民が工事協定書の策定を提起しなければ、貴殿等は「お約束事」と称した拘束力のない書面で対応したもの）。

締結された工事協定書第12条第3項に「本協定に定める事項について疑義または本協定に定めのない事項に問題が生じた場合は、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議し、速やかな解決に努める。」と規定されている。

しかしながら、工事協定書締結以降の貴社社員らの対応は、「誠意をもって協議し、速やかな解決に努める。」とはかけ離れたものである。

工事協定書記載の文言を、本件に携わる社員一同が、今一度噛みしめ、誠実、かつ、速やかな対応を行うことが、近隣住民との信頼関係構築の第一歩であることに気付くべきである。

現状においては、貴殿らによる工事協定書違反が下記のとおり成立していることを指摘するので、建築本部長を筆頭に関係者各位は猛省され、今後の対応をされたい。

2 工事協定書記載の「誠実かつ速やかな対応でないこと」等の具体例

(1) 作業所長に挨拶ができないことを注意した際の返答について

馬淵建設の作業所長は、近隣住民らと敷地周辺道路で行き交っても、一切挨拶をしない。その点を、電話にて(10/15)、注意したところ、「何故、私から挨拶しなければならないのですか?」と即座に反論した。その返事に驚愕した住民夫婦が、「工事によって迷惑を掛けている者が、努めて先に挨拶するのは当たり前では?」と問い質すと、「学が無いものではないです。」と悪びれる様子もなく返答し、今後は挨拶しますとは決して口にしなかった(録音済み)。

因みに、「学が無いものではないです。」は、開き直りと取れる返答であり、それを聞いた住民夫婦の心は荒むばかりである。即ち、この場合の回答には引用することは不適切な言葉であることを、貴殿等は確認されたい。

(2) 説明を疑問に感じ、他の社員に裏取りしたら嘘の説明が浮上

馬淵建設の作業所長に、上記の電話した際(10/15 お昼前)に、「10/13日付のアスベスト除去工事は、住民と約束した密閉状態を確保すること」の書簡を現場事務所として確認しているのか?と尋ねたら、「書簡が届いていることは本社の担当からあり、大まかな内容を聞いたが、その書簡は本社から届いていないので見ていない。」と説明した。住民が「具体的な対策はどうするのか?」と問い質すと、「書簡を確認していないから、対応について私から話すことは出来ない。」と住民の質問から逃避した。近隣住民は、同日午後に、本現場の担当営業課長に電話し確認したところ、「昨日、社内メールにて、現場所長を含む関係者に書簡をPDFにして流している。」と即答した。その際、念押ししたが「間違いはない。」と再回答した(録音済み)。

そうすると、作業所長が「未だ書面が届いていない。」と回答したことは、住民からの質問をかわす為に、嘘を付いたことになる。住民は、電話対応の際に、「作業所長が要請書簡を見ていないのでは、具体的な話が出来ないので、今、現場事務所に、書簡を持参する。」と申し出たが、作業所長は「私の方で、取り寄せますから結構です。」と回答した。これは、まさに嘘の上塗りであったことになる。何故ならば、作業所

長のパソコンには、前日である10/14に、本社から書簡のPDFが届いていることは、上記営業課長の証言から明白な事実である。

(3) 工事現場の連絡先電話番号の掲示を長期に渡り隠した対応

7/8の新築工事の説明会の際に、「現場の連絡先を工事看板に一早く掲示して欲しい。」と近隣住民は要請し、同時に質問書も交付した。その回答は、8月に締結した工事協定書第11条に「丙(馬淵建設)は、現場事務所の固定電話番号が確定後に隣接する近隣住民にお知らせする。また、休日・夜間時の緊急連絡先を確定し掲示する。」と記載された。

近隣住民は、10/1に交差点にいたガードマンに対し、「工事看板に連絡先の掲示が無いが、事務所は未だ決まっていないのか？」と聞いたところ、「敷地外に、9月に事務所を設置しています。」との回答があった。そして、近隣住民はガードマンに対し、「工事看板に連絡先を記載するよう」に要請した。

工事看板に、連絡先の電話番号が掲示されたのは、それから2週間も経過した10/14であった。また、掲示された電話番号は、8/3に、夏休み期間中の連絡先として作業所長から示された電話番号と同一であった。

作業所長のメールには、「当作業所の夏休み期間中の緊急連絡先は、045-〇〇〇-〇〇〇〇となります。」(原文ママ)と記載され、近隣住民には、夏休み限定の対応電話と解釈する以外の余地はなかった。

そこで、営業課長に電話した際(10/15)にその点を質問したところ、「現場の固定電話として、8月中に登録し、夏休み期間中は転送としていましたが、9月からは現場事務所において固定電話で使用しています。」と回答があった。かかる行為は、工事協定書第11条違反であると共に、信義則に反する行為である。

(4) 書簡(10/13付け)が届いた後に、お互いの事実認識のずれを防ぎ、早急に問題解決する観点から、再々に渡り、住民らが現地確認を要請したが、ことごとく拒否したこと

住民要請書の記載内容を的確に把握し、馬淵建設が、その後の迅速な対応を行うために、近隣住民らは、10/15及び10/16に作業所長、営業課長及び建築部次長に現地での仮囲い及び足場の設置状況の立会い・確認を要請した。

作業所長は、「聞かれても、私には判断できないので、立ち会いません。」、営業課長は「会社として、今、立会いをしないと判断しました。」、次長は「今週も来週も忙しく、時間が取れないので立ち会えません。」と三者三様に拒否したものである(録音済み)。

工事協定書の「誠実、かつ、速やかな解決」との言葉は、何処に行ったのであろうか？問題点を的確に把握し、解決に努めることが、最短距離であることは、誰しもが疑う余地は無いのである。施工業者が住民らの的確な立会い要請から逃避することは、問題解決を悪戯に遅らせるだけでまったく意味が無く、かつ、協定書違反となる。一体誰が責任を持って指揮・対応しているのか不思議な組織である。

（５）質問書及び要請書に対し、一切の回答をしてこない対応について

9/29付けの書簡において、近隣住民一同は、アスベスト除去工事の隣接箇所の仮囲いにパンチングメタルを使用していることに対する非常識な対応に関し、「アスベスト除去工事の仮囲いにパンチングメタルを使用するには大きな問題がある（緊急要請）」と題する書簡を要請し、回答期限は10/5とした。

本件回答が馬淵建設の本社に届いたのは、9/30の午前中であった。その日の午後に、当日設置の北西側の仮囲いの状況を確認したところ、組立て手法はパンチングメタルなしの仮囲いに変更にしていた。しかしながら、翌10/1には、パンチングメタルを使用した仮囲いに戻された。貴社の誰が、9/30に仮囲いにパンチングメタルを使用するのは問題があるとの近隣住民の緊急要請に同調し、そして、翌日、どうしてパンチングメタルを使用した擁壁に変更したのか、その意思決定は、緊急要請に対する回答書が提示されないことから闇の中である。近隣住民からの要請に対し、回答を行わずに強行突破する行為は、工事協定書の誠実に反する行動である。

なお、近隣住民が、工事内容に関し、態々書面の提出を行うのは、貴社の営業課長が、近隣住民に対し、8/18のアスベスト除去工事の説明会の際に、「質問があるのなら書面にして欲しい。」「書面にして頂ければ回答する。」と約束したことに端を発する(録音済み)。

ところが、近隣住民が10/14に当該営業課長に電話した際に、その点を追及すると、営業課長は「会社の判断で回答しないことにしました。」と近隣住民には理解しがたい不誠実な言葉を繰り返すばかりであった。近隣住民は、「回答しないのなら、回答しない理由を近隣住民に返答すべきでは？」と問い質すと、再び、「会社として判断したことです。」と繰り返すばかりであった。近隣住民は、「会社は自然人でないため、意思表示が出来ないことから、回答しないと意思決定した責任者は誰か？」と再度問い質すと、営業課長は沈黙してしまった(録音済み)。

上記のとおり、近隣住民は貴社の営業課長の要請に応じ、誠実に要請に従い書面を作成し、貴殿等に質問及び要請書を作成し提示している。他方、貴殿等は、書面にすれば回答するとの約束を、反故にしていることから、近隣住民に対する不誠実な対応と言える。

3 近隣住民らが、10/16 に作業所長に問い合わせた内容について

複数の近隣住民らが、10/16 に現場事務所に電話し、アスベスト除去工事の養生に関して確認をした。前日、住民のまとめ役が電話した際は、「書簡が届いていないので、具体的な回答はできない。」と突っぱねていた作業所長は、態度を軟化し、懇切丁寧な対応に終始した。(住民まとめ役は、10/16 にも電話したが応答なし。)

10/16 の作業所長と近隣住民らとの話し合いの結果を要約すると下記の通りである(録音あり)。

- (1) 足場外側の養生シートについては、住民との約束通り、すべての養生シートのつなぎ目に対し「目張り」を行う。その作業は、来週から現場に入場するアスベスト除去専門工事業者の創勝が行う。
- (2) 足場外側の養生シートが地面まで垂れていない箇所については、住民との約束通り、地面まで垂れ下げた上で、既存の間知ブロック擁壁への捲り上げ等を行い、確実に固定する。
- (3) アスベスト除去工事に掛かる密閉用のポリシートの設置は、創勝が足場外周部の養生シートの目張りを行った後に、その養生シートの内側に施工する。
- (4) 仮囲いに使用したパンチングパネルの交換については、強風が吹いた際の仮囲いの転倒防止用に必要と判断しているので交換の予定はない。
- (5) アスベストの除去工事は、仮囲いに使用したパンチングメタルよりも高い位置なので(事実は全てではない)、パンチングメタルの影響はないと考えている。
- (6) 上記(4)に関し、近隣住民が、強風が吹いた際に、取り外し可能なシートの設置を提案し、「その材料費は、近隣住民が負担をすることも考えている。」と作業所長に伝えた。
- (7) 上記(5)に対して、仮囲いの向こう側に堅固な既存擁壁があり、強風が吹いた際の影響はそこで吸収し転倒のリスクは少ない。寧ろ、パンチングパネルの穴から入り込んだ日常の風が仮囲い内部で乱れ、養生に悪影響を及ぼすのでは？と質疑したが、作業所長からの明確な回答は得られなかった。

4 住民自ら、命を守るためにパンチングメタルの穴をふさぐシートの設置を提案し、材料費は近隣住民が持っても良いが？と打診

近隣住民は、上記3の(6)記載の通り、馬淵建設の作業所長が、初めて仮囲いのパンチングパネル(穴あき鋼板)を交換しない理由を近隣住民らに説明した。そこで、アスベスト除去工事中のアスベスト飛散のおそれを拭いきれない近隣住民が、強風時に取りはずし可能なシートの設置(固定はマグネット若しくはテープ等)を提案し、しかも、材料費(シート)は近隣住民が支払うことも検討していると持ち掛けた。

近隣住民の提案は、事業者側が心配する強風時の仮囲いの転倒リスクを、取り外し可能なシートの設置で一気に解決し、近隣住民及び施工業者の双方が安心できる解決策となる。

しかも、住民提案のパンチングメタルの穴をふさぐシートは、アスベスト除去工事専門工事業者の創勝が現場に持ち込むポリシートを裁断すれば、安価で容易に実現する。

以上の近隣住民の提案に関し、貴殿等が再度の検討を行い、10/23(金)までに、工事協定書第12条第3項に規定する「誠実かつ、速やかな解決策を近隣住民に提案(回答)すること」を、ここに要請する。

なお、9/3 付けの貴社の建築本部長回答書によれば、「当社が関係法令や行政機関からの指導・確認及び工事協定書等に則り必要な手続きを経たうえで工事を実施する」と明確に近隣住民に宣言していることに鑑みれば、貴殿等(社員含む)の工事協定書を無視し続ける行動は、それに反した行動であることを付言しておく。

更には、横浜市を代表する施工業者(老舗)であれば、当然、コンプライアンス(工事協定書の遵守も含まれる)の観点からも問題があることは明白であり、改めることは言うに及ばない。

以上

注) 本書簡は、個人情報保護したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。また、貴殿らの回答についても同様な扱いとする。